

令和 5 年第 1 回奥州市議会定例会追加付議事件

(令和 5 年 3 月 10 日)

- 議案第 44 号 奥州市手数料条例の一部改正について
- 議案第 45 号 奥州市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 46 号 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 47 号 奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 48 号 旧小山中学校解体撤去工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第 49 号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- 議案第 50 号 令和 4 年度奥州市一般会計補正予算（第 14 号）
- 議案第 51 号 令和 5 年度奥州市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 52 号 令和 5 年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第44号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例を別紙のとおり一部改正するものとする。

令和5年3月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において従前より簡素な評価方法が導入されたことに伴い、この場合における審査の手数料の額の区分を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例
奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する

別表第1の18の6の項金額の欄を次のように改める。

認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額）

(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。以下この項及び次項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項、18の8の項、18の9の項及び18の11の項から18の13の項までにおいて「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から18の13の項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあつては、5,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内の場合 7万円（認定基準に適合する場合にあつては、1万円）

(ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内の場合 9万7,000円（認定基準に適合する場合にあつては、1万6,000円）

イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 1万8,000円（認定

基準に適合する場合にあつては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 1万9,000円 (認定基準に適合する場合にあつては、5,000円)

ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額に次に掲げる共用部分の床面積（(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 10万9,000円 (認定基準に適合する場合にあつては、1万円)

(イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17万9,000円 (認定基準に適合する場合にあつては、2万7,000円)

エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)イ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（(1)エ(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 3万3,000円 (認定基準に適合する場合にあつては、1万円)

(イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 5万7,000円 (認定基準に適合する場合にあつては、2万円)

オ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除い

た部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び次項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万9,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 9万6,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万7,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 12万円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 38万円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 15万6,000円

カ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 10万9,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 4万8,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円） - a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 13万8,000円 - b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 6万3,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円） - a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 17万9,000円 - b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 8万4,000円
キ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)ア(ア)から(ウ)まで並びに(1)ウ(ア)及び(イ)に定める額（当該住戸及び共用部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)イ(ア)又は(イ)及び(1)エ(ア)から(エ)までに定める額）を合算した額に、(1)オ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)カ(ア)から(ウ)まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)オ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)カ(ア)から(ウ)まで）に定める額を加算した額
(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 - ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 - イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額

別表第1の18の7の項金額の欄を次のように改める。

変更認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に

適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額）

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積並びに同項(1)ウ(ア)及び(イ)に定める共用部分床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで並びにウ(ア)及び(イ)に定める額（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の18の6の項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額）

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める額

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)カ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(ア)から(ウ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積、同項(1)イ(ア)及び(イ)に定める共用部分床面積並びに同項(1)ウ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項

(1) エ(ア)及び(イ))並びに同項(1)オ(ア)から(ウ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(1)カ(ア)から(ウ)まで)に定める床面積の合計(同項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで及び同項(1)ウ(ア)又は(イ)(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあっては、同項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)及び(イ))並びに同項(1)オ(ア)から(ウ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(1)カ(ア)から(ウ)まで)に定める額を合算した額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 6の項に定める額

イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額

別表第1の18の11の項金額の欄を次のように改める。

認定申請1件につき、(1)に定める額(建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。)又は住宅・非住宅複合建築物(住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。))を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。))を除く。)をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。)の住宅部分(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。))

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万8,000円(市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合(以下この項において「認定基準に適合する場合」という。)にあっては、6,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 4万3,000円(認定基準に適合する場合にあっては、6,000円)

イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 2万円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円）

ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を、省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項及び18の13の項(4)において同じ。）の床面積を除く。（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 12万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円）

エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 3万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 6万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円）

オ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。（イ）及び（ウ）において同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 25万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）

- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万9,000円）
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円）
- カ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 9万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 12万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万9,000円）
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 16万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円）
- キ 住宅・非住宅複合建築物（アからカまでに係るものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額
 - (ア) 住宅部分 (1) ウ(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)又は(イ)に定める額（一戸建てであるものにあつては、(1)ア(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)イ(ア)又は(イ)に定める額）
 - (イ) 非住宅部分 (1) オ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)オ(ア)から(ウ)までに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)カ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)

カ(ア)から(ウ)までに定める額)

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 6の項に定める額

イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額

別表第1の18の12の項金額の欄を次のように改める。

変更認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額）

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)に定める額（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額）

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)又は(イ)に定める額（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の同項(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)又は(イ)に定める額）

ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める額

エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部

分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)カ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(ア)から(ウ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)エ(ア)又は(イ)）に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)エ(ア)又は(イ)）に定める額（一戸建てであるものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の同項(1)ア(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(ア)又は(イ)）に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(ア)又は(イ)）に定める額）

(イ) 非住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)カ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(ア)から(ウ)までに定める額）

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 6の項に定める額

イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

奥州市国民健康保険条例の一部改正について

奥州市国民健康保険条例を別紙のとおり一部改正するものとする。

令和5年3月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

健康保険法施行令の一部改正により、健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金の額が引き上げられることを踏まえ、市の国民健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金についても同様の措置を講ずるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険条例（平成18年奥州市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第46号

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正について

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市放
課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり一
部改正するものとする。

令和5年3月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに従
い定める市の基準を改めるため、及び国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準の一部改正に伴い、これを参酌して定める市の基準を改めるため、関
係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奥州市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を、「第18条第1項から第3項まで」の次に「並びに附則第4項」を、「認定こども園」の次に「(それぞれ子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。)」を加え、同条第5項第1号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(自動車を行きする場合は所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奥州市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(自動車を行きする場合は所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 8 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第47号

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の
一部改正について

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例を別紙のと
おり一部改正するものとする。

令和5年3月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない第2子以降の3歳児未満の子ども
の保育料を無償とすることにより、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、もって子
育てをしやすい環境づくりに寄与するため、本件条例を一部改正しようとするもの
である。

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例（平成27年奥州市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を「奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」に改める。

別表第1備考9第4号中「3人」を「2人」に、「3番目」を「2番目」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、令和5年度以後の年度分の利用者負担額について適用し、令和4年度分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第48号

旧小山中学校解体撤去工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

旧小山中学校解体撤去工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名
旧小山中学校解体撤去工事
- 2 工事場所
奥州市胆沢小山字道場地内
- 3 契約金額
242,000,000円
- 4 請負者
住所 岩手県奥州市水沢佐倉河字慶徳71番地
氏名 EC南部コーポレーション株式会社
代表取締役 菅原 正聡

令和5年3月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

旧小山中学校解体撤去工事の請負契約を締結しようとするものである。

議案第49号

財産の処分に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する目的

奥州市市有財産利活用及び処分に係る基本方針に基づき、市が将来的にも保有する必要性のない財産について、民間譲渡による活用を図るとともに、財政健全化を進めるため。

2 処分する財産

財産の所在地	種別	地目	登記地積	処分予定価格
奥州市前沢字合ノ沢99番65	土地	雑種地	55.00㎡	33,000,000円
奥州市前沢字合ノ沢105番1	土地	学校用地	7,697.00㎡	
合計			7,752.00㎡	33,000,000円

3 処分の方法

一般競争入札による売払い

4 処分の相手方

住所 岩手県奥州市前沢字徳沢42番地1

氏名 小岩運輸株式会社

代表取締役 西村 専次

令和5年3月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市市有財産利活用及び処分に係る基本方針に基づき、本市が保有する旧白鳥小学校跡地の土地を処分しようとするものである。

議案第50号

令和4年度奥州市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度奥州市一般会計補正予算（第14号）を別冊のとおり定める。

令和5年3月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第51号

令和5年度奥州市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度奥州市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年3月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第52号

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年3月10日提出

奥州市長 倉 成 淳